

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活困窮によりエアコン未設置等世帯の自宅における熱中症を予防するため、エアコンの設置等の費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 室外機を使用し、部屋の内壁に固定して設置する家庭用エアコンをいう。
- (2) 未設置等世帯 自宅にエアコンが設置されていない又は故障により使用できるエアコンが1台もない世帯をいう。
- (3) 設置等 エアコンを新たに購入し取付けすること及び修理することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、市内に住所を有し、現に居住している未設置等世帯に属する者で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 申請する日の属する年度の市県民税（4月から6月までの間に補助金の交付の申請を行う場合にあっては前年度）が非課税の世帯
- (2) 申請する日の属する年度にこの要綱による補助金の交付を受けていない世帯。

(補助対象機器)

第4条 補助対象となるエアコンは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付決定後、藤枝市内の販売店において設置等をするものであること。
- (2) 補助対象世帯が居住する住宅に設置するものであること。
- (3) 業務の用に供するものでないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費は、エアコンの設置等に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 購入及び取付けに要する経費並びに撤去費
- (2) 修理に要する経費

2 補助額は、補助対象経費（1, 000円未満切り捨て）と5万円のいずれか低

い額とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者は、申請を行う日の属する年度の1月末までに、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 製品の購入及び取付け並びに撤去に要する見積書又は修理に要する見積書
- (2) 事業実施前の状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容について変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 交付決定額の20パーセントを超える増減をしようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないとき、又はその事業の実施が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更等の承認申請）

第9条 前条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 変更見積書等
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更等の承認決定）

第10条 市長は、前条の規定により変更の承認申請があった場合は、当該申請に係る変更の内容を審査し、変更を承認するときは、変更承認書（第4号様式）により通知する。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業を完了した日から起算して 3 0 日を経過した日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書（第 5 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施後の状況が確認できる写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第 1 2 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第 6 号様式）により通知するものとする。

（請求）

第 1 3 条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して、3 0 日を経過した日までに、補助金交付請求書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の請求は、申請を行った日の属する年度の 3 月末までに行わなければならない。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

〒

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業内容		購入 ・ 修理	
実施個所			
住宅形態	持家 ・ 賃貸	家主の承諾の有無 (賃貸の場合)	有 ・ 無
見積額（消費税含む） 円		設置完了予定日	年 月 日
同居家族	氏 名	続 柄	備 考

《 同意書兼誓約書 》

- ・ 私は、藤枝市が保有する公簿等から、私がこの補助金の受給資格を有することを確認することについて同意します。
- ・ 私は、申請時に、申請者が現に居住する住宅に使用できるエアコンが 1 台もないことを誓約します。また、藤枝市が設置状況等を現地調査することに同意します。

申請者氏名（自署）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名 様

藤 枝 市 長



藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金について、次のとおり交付する（交付しない）ことに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

（不交付の理由）

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付要綱を遵守すること

第 3 号様式（第 9 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

（申請者）住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金の事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

変更の理由		
補助対象経費の額	（当 初） 円	（変更後） 円
完了予定	（当 初） 年 月 日	（変更後） 年 月 日
添付書類	変更見積書	

第 4 号様式（第 1 0 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付変更承認書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

藤枝市長 印

年 月 日付け申請のあった藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金の事業計画変更について、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- | | |
|-----------|---|
| (1) 変 更 後 | 円 |
| (2) 変 更 前 | 円 |
| (3) 差 引 額 | 円 |

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

〒
(申請者) 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

補 助 事 業 名	事業に要した経費	補 助 金 額	備 考
藤枝市生活困窮者 エアコン設置費補助金	円	円	
計			

添付書類

- (1) 事業実施後の状況が確認できる写真
 - ・購入の場合 設置後のエアコン及び室外機の写真（設置場所が分かるように撮影したもの）
 - ・修理の場合 修理後のエアコン及び室外機の写真
- (2) 領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

藤枝市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金について、次のとおり確定します。

記

- 1 補助金交付決定額

円
- 2 交付確定額

円

第 7 号様式（第 1 3 条関係）

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金交付請求書

年 月 日

藤枝市長 宛

（申請者）住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金として請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

振込口座	銀行 信用金庫 農協				支店
	預金種目	普通・当座		店番	
	フリガナ				
	口座名義				
	口座番号				